

○市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき管理者が定める金額に関する告示

(平成8年5月9日告示第1号)

改正

平成 9年 4月21日告示第2号
平成10年 5月 7日告示第1号
平成11年 4月21日告示第2号
平成12年 5月19日告示第2号
平成15年 6月 2日告示第2号
平成16年 5月21日告示第2号
平成18年 4月 4日告示第2号
平成20年 5月 8日告示第2号
平成22年 5月25日告示第2号
平成23年 3月31日告示第2号
平成24年 5月23日告示第2号
平成27年 5月25日告示第1号
平成28年 5月12日告示第2号
平成29年 3月31日告示第1号
平成30年 3月30日告示第1号
平成31年 4月 1日告示第4号
令和 2年 3月31日告示第2号
令和 3年 3月31日告示第2号
令和 4年 3月31日告示第2号
令和 5年 3月31日告示第3号

市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の管理者が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が172,550円を超えるときは、172,550円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合)	月額77,890円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

	にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が 77,890 円以下であるときに限る。）	
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が 86,280 円を超えるときは、86,280 円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が 38,900 円以下であるときに限る。）	月額 38,900 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

- この告示は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。
- この告示の適用の日（以下「適用日」という。）において傷病補償年金又は障害補償年金を受ける者が、現に当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて地方公務員災害補償法施行規則第 28 条の 2 で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり、かつ、親族又はこれに準ずる者により、常時又は随時介護を受けている場合で、その前日の属する月においても要介護状態とみなされる状態であり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合における適用日の属する月分に係る介護補償に関するこの告示の適用については、表中「月額 57,050 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）」とあるのは「月額 57,050 円」と、「月額 28,530 円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）」とあるのは「月額 28,530 円」とする。

附 則（平成 9 年 4 月 21 日告示第 2 号）

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の告示は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 5 月 7 日告示第 1 号）

- この告示は、公布の日から施行する。
- 改正後の告示は、平成 10 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成 11 年 4 月 21 日告示第 2 号）

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の告示は、平成 11 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成12年5月19日告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成12年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月2日告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の告示は、平成15年4月1日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則（平成16年5月21日告示第2号）

この告示による改正後の告示は、平成16年4月1日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる補償基礎額については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月4日告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成18年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月8日告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成20年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成22年5月25日告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第2号）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成24年5月23日告示第2号）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成27年5月25日告示第1号）

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月12日告示第2号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第1号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月30日告示第1号）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成31年4月1日告示第4号）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日告示第2号）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第2号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第2号）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和4年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日告示第3号）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。